

函館市監査公表第29号

函館市長から、平成27年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年9月27日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

函 福 管
平成 2 8 年 9 月 5 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

平成 2 7 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 2 8 年 3 月 3 0 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 出資団体等に対する財務事務の執行及び管理の状況について)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
保健福祉部 地域福祉課	<p>函館市社会福祉協議会 人員の削減</p> <p>既存人員の配置については各事業で見直しているが、平成25年度においては、補助金対象人数を今後5年(平成25年～29年)で、一般職員5名、嘱託職員1人を削減することで同意している。</p> <p>貸付事業においては、平成22年度から不良債権化した滞納額の調査・把握のために専門員を増員し、法人運営費において人件費相当額を支出していた。</p> <p>平成27年度予算において、人員積算の見直しを行っているところであるが、応急生活資金貸付制度における不良債権化した滞納状況の把握も終了し通常業務となったことから、平成22年度増員分については積算を削減すべきである。</p> <p>また、生活福祉資金貸付制度(北海道社会福祉協議会委託事業)も相当数利用実績があるほか、平成27年4月から償還期間等が改正され制度自体が利用しやすくなり、応急生活資金貸付制度とほぼ同様な利用条件となった。</p> <p>ここ数年、応急生活資金貸付制度の利用状況は減少し、函館市貸付事業のウエイトは縮小傾向にある。</p> <p>北海道社会福祉協議会委託事業の場合、相談・申込受付・通知事務の委託業務で、審査・契約・償還事務は北海道社会福祉協議会で行われることから、前述の人員削減は十分に可能であると考ええる。</p> <p>他の委託事業全般においても、特例による指定管理の指定や随意契約である場合が多く、その事業費の積算にあたっては既存人数にとらわれず、各事業における委託事業内容、事務量による最小の人員数で積算をすべきであると考ええる。</p>	135	<p>これまでの見直し方針を踏襲し、平成29年度においても1人工に相当する額の削減を行っていくものであり、福祉の推進を図るために必要と認める事業に対する補助金および委託料の積算については、平成27年度に行った補助金・委託料の総合的な見直しを踏まえながら、今後も状況に応じて適切な人員および物件費により積算を行ってまいりたい。</p>

平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 出資団体等に対する財務事務の執行及び管理の状況について)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
保健福祉部 地域福祉課	<p>函館市社会福祉協議会 運営補助と指定管理事業について</p> <p>社会福祉協議会の法人運営費の補助の積算にあたっては、法人全般の管理活動費に基づくべきであり、指定管理業務とされる総合福祉センターなどに含まれる管理費とある程度区分できるようにすべきである。</p> <p>現在は、社会福祉協議会が指定管理者の指定を受け、公益事業として区分しているところである。</p> <p>指定管理制度の導入の趣旨としては、一般的に①利用時間の延長など施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上②管理運営経費の削減による施設を所有する地方公共団体の負担の軽減とされている。</p> <p>特例による指定管理者の指定を受け、指定期間も特例により通常の5年から3年となっている。</p> <p>施設管理の指定管理業務であれば、前述の管理費の区分をある程度明確にし、必要最低限の条件を加味すれば一般事業者の参入は可能であり、指定管理者制度の趣旨に沿った内容となる。</p> <p>また、平成27年度予算において、法人運営費補助の削減状況、指定管理委託料の増加状況、指定管理事業から法人運営費へ事業区分間繰入の状況より、法人運営費補助を削減しても指定管理委託料が増加し事業区分間繰入が行われているが、事務管理費を除く実質的な管理委託料を積算することで、事業区分間繰入の必要がなくなり、実態に応じた補助額の積算になると考える。</p> <p>平成27年度予算からの積算の見直しは、法人運営費補助の削減分を指定管理委託料で補填しているのと何ら変わらず、更に、社会福祉協議会の業務は、福祉目的、収益事業でない業務が主体であり、補助金積算の「補助金のあり方に関するガイドライン」に沿った1/2補助については、法人の設立経緯、法人の存続維持を踏まえ議論の残すところである。</p>	137	<p>平成27年度に行った補助金・委託料の総合的な見直し内容は、これまで個別の事業毎にそれぞれ改善等を行ってきたことにより、委託事業の積算において、管理コストや人件費の積算が不明確になるなどの歪みが生じ、結果として社会福祉協議会運営費補助金に偏重した状態となったものを、補助金・委託料を総合的に見直すことにより、管理コストの明確化を図ったものである。</p> <p>また、人件費積算において補助金と委託料で異なっていた人件費単価を、統一単価に見直したところである。</p> <p>なお、従前、一部の事業部門や支所部門の経費を管理部門で計上していたところであり、真に必要な法人運営経費を管理部門で計上するよう見直したうえで、管理部門に要する経費は1/2の補助率とし、一方、社会福祉協議会の根幹事業となる地域福祉活動事業などに要する経費については、その公益事業としての性格を踏まえ、10/10の補助率としているところである。</p> <p>今後においても、平成27年度に行った見直しに基づき、補助金・委託料について適正な積算に努めてまいりたい。</p>

平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 出資団体等に対する財務事務の執行及び管理の状況について)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
保健福祉部 地域福祉課	<p>函館市社会福祉協議会 貸付事業における不良債権の処理</p> <p>平成20年度包括外部監査において指摘を受けた貸付事業における不良債権化の処理について函館市の措置として、債権管理方法の検討、滞納処理方法及び市への償還について調査・研究を進めることとした。</p> <p>不良債権額の実態把握、滞納処分方法の検討・実施のため、担当者を平成22年度から増員し実施している。</p> <p>平成23年度の函館市決算特別委員会での質問に対し、回収の見込みがない債権については、不納欠損処理など検討していく必要があると考えていると回答している。</p> <p>また、平成26年第1回市議会定例会における質問に対し、滞納の実態はおおむね把握しているところであり、平成24年度末での滞納額約5,900万円で、このうち平成14年度末までの貸付で消滅時効が完成している滞納額は約4,600万円と報告されている。現在は回収不能な債権の整理に向け、放棄する債権の範囲や債権放棄の手法などの検討を進めている。</p> <p>更に、契約上の規定や債権管理のための規定の整備についても併せて検討を進めている。平成26年度中には債権整理したいと考えていると回答している。</p> <p>その処理方法については、資金貸付事業の実施法人が不納欠損処理をするとともに、函館市が貸付原資の償還を債権放棄する方法によることとなる。</p> <p>いずれにしても社会福祉協議会や函館市の財政に対し大きな負担となる問題であり、包括外部監査での指摘から相当時間も経過し、平成27年度においても結論が出されていない状況となっていることから、後年に繰り越すことなく、早期に処理を進めるべきである。</p>	138	<p>社会福祉協議会において、滞納者に対し訪問や郵送による催告を行い償還を促すとともに、新たな滞納を生じさせないため、滞納が生じてから督促するまでの期間を短縮するなど対策を行ってきたところである。</p> <p>近年、北海道社会福祉協議会の生活福祉資金貸付が制度改正に伴い利用しやすくなり、応急生活資金貸付の実績が減少している状況である。</p> <p>これまでも債権放棄については、検討を進めてきたところであるが、公正性などの面から様々な課題があるため、適切な滞納債権の処理方法を引き続き検討するとともに、利用実績などを踏まえた新たな制度の構築に向け、研究を進めてまいりたい。</p>